

# 光市景観計画

平成26年2月

光市

## 目次

序章	はじめに	1
第1章	景観計画の概要	3
1	背景と目的	3
2	位置付け	4
3	構成	5
第2章	景観計画の区域	6
第3章	良好な景観の形成に関する方針	7
1	基本的な考え方	7
2	将来像と目標	8
3	基本的な方針	10
4	地域別の方針	13
第4章	良好な景観の形成のための行為の制限	26
1	届出が必要な行為	26
2	景観形成の基準	27
第5章	景観行政の推進に向けた取組み	30
1	重点的に景観形成を進める地域	30
2	景観重要建造物の指定の方針	30
3	景観重要樹木の指定の方針	30
4	屋外広告物の表示等の制限	31
5	景観重要公共施設の整備	31
第6章	景観まちづくりの展開にあたって	32
1	景観まちづくりの推進	32
2	人づくりや意識の高揚	33
3	制度や体制の充実	34
資料編		35
1	関係法令等	35
2	光市景観計画策定市民協議会設置要綱	47
3	光市景観計画策定市民協議会委員名簿	49
4	用語解説	50

## 序章 はじめに

一般的に「景観」という言葉は、「風景」、「景色」、「眺め」と同様に用いられています。

「景」は、光、ひかげを表す意味が転じて、日光や景色、様子などを表します。

「観」は、見ることにとどまらず、見方や考え方、さらには見晴らし台という意味もあります。

これらが組み合わさった「景観」は、単に景色が広がっているのではなく、そうした物的環境を人々がそれぞれの思いで、景色として眺めているということを表しています。

フランスの風景学・地理学者であるオギュスタン・ベルクは、次のように述べています。

「山があるから、山の景色があるのではない。景色として山を見るから、山の景色があるのだ。西欧人が、アルプスの山々を美しい景色として眺めるようになったのは、18世紀になってからのことである。」

美しく良好な景観づくりは、見た目を美しくすることだけを目指すものではありません。景色を美しいと感じるには、それを眺める人がいる場所、すなわち「視点場」が、音や匂い、雰囲気など目に見えない要素も含めて「快適」であることが必要です。また、景色の見方は人々の価値観に大きく左右されることから、眺める景色を「美しい」と感じようとする心の豊かさが求められます。

このため、私たち一人ひとりが自らの生活や経済活動等において、利便性や経済性、効率性など機能面のみを追及するのではなく、それぞれの地域が有する自然や歴史、文化、風土などと調和しようとする意識や取組みが重要となります。

つまり景観づくりは、環境美化や文化活動、伝統行事、さらにコミュニティ活動や地域活性化など、様々な分野をあわせた複合的な取組みであり、地域の個性や特性を活かす総合的なまちづくりの一つといえます。

## 「光市景観条例」の前文

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、なだらかな曲線を描く象鼻ヶ岬、幽玄な石城山など水や緑豊かな美しい自然景観と四季折々の心和む風景に恵まれたまちである。

私たちは、古来育まれてきた自然景観を礎とし、地域の歴史や風土、文化的環境に根ざした町並みや農漁村など、多彩な風景を創出しながら、まちを発展させてきた。

一方、社会経済の発展や建設技術の進歩等により、快適で機能的な都市の形成が進んだが、経済性や効率性、利便性を重視した結果、美しさへの配慮や周辺との調和を欠いた景観や無個性で画一的な景観が見られるようになった。

一度失われた地域の景観を復元することは困難であり、経済的な損失だけでなく社会的な損失を伴うことが多い。そのような状況にならないために、私たちは、先人から受け継いだ豊かな景観を守り、次世代に継承していかなければならない。

このような認識のもと、私たち一人ひとりの参画と協働により、光市のかげがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観を創造し、誇りと愛着をもってふるさと光市を子や孫の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を定める。